

2020年8月28日

各位

会社名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号：1925 東証第1部)
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
問合せ先 上席執行役員 広報企画室長 中尾 剛文
電話番号 (06) 6342-1381

過年度法人税等の発生および不正行為に関する追加調査の結果に関するお知らせ

当社は、大阪国税局による平成28年3月期から平成31年3月期までの課税年度についての税務調査を受けました。見解の相違もありましたが、当社としては改善すべき点もあると判断し、最終的に国税局による指摘事項を受け入れ修正申告を行ない、本日付で納付しております。

また、本年2月13日公表の「元社員の不正行為について」に関連して実施した当社および国税局による調査の結果、新たに複数の社員による不適切な行為が確認されたため、国税局の指摘を受け入れるとともに関与した社員を懲戒処分いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

<過年度法人税等の発生について>

国税局から指摘を受けた主な内容は以下のとおりです。

- ① 建設中のマンションの仮払消費税について、工事の進捗に応じて仕入税額控除していたが、仕入税額控除の適用要件を満たしていない為、物件引受時まで繰り延べるべきと指摘された案件
- ② 建設工事現場の近隣業者に支払った事業補償費に関して、支払い先において補償内容の使用実態が確認できないことから、交際費と指摘された案件（重加算税対象）
- ③ 工事現場における原価において、実態が確認できなかった為に架空と指摘された案件（重加算税対象）

当修正申告により所得金額53百万円、法人税額及び地方法人税額13百万円と消費税額296百万円を修正し、過少申告加算税30百万円、重加算税4百万円、延滞税8百万円等の附帯税を含め納付いたしました。

なお、2月公表済の不正に関連する法人税等については、令和2年3月期の確定申告にて既に申告・納付済です。

<不正行為に関する追加調査の結果について>

上記③については、2020年2月13日公表「元社員の不正行為について」に関連した社内調査により、新たに複数の社員による同種の架空発注（総額約1億円）が確認され、国税当局による調査においてもその事実が確認されたため、その一部について重加算税の対象となったものです。本件不正行為に関与した社員6名については社内規定に基づき、すでに解雇処分を行っております。今後は法的手続きも含めて検討してまいります。

当該事案を受け、発注権限者の定期的かつ計画的な異動の実施、発注システムの統制方法の見直し、コンプライアンス意識醸成を強化する教育体制の充実等、社内の不正防止に取り組んでまいります。

当社としては、今回の指摘ならびに調査により発覚した不正事案を真摯に受け止め、今後、コンプライアンスの更なる強化に取り組んでまいります。

以上